

1870/71年アルザス・ロレーヌ併合問題(Ⅱ)

～併合決定と国境画定をめぐる～¹

西山 暁義

前号では、1960年代後半におこったいわゆる「リプゲンス論争」にそって、併合決定と世論の関係についてみてきた。今回は70年代前半におきた、アルザス・ロレーヌ併合における経済的利害の影響力をめぐる論争について述べていくことにする。

2. 国境画定問題～ヴォルターとコルプの論争をめぐる

研究史

リプゲンス論争での西ドイツ歴史学の「世論」の抽象性を衝いて、この論争がおちついた後、マルクス主義歴史学の立場から、1870/71年のアルザス・ロレーヌの併合はロレーヌの鉄鉱を求めるドイツ大ブルジョワジーの経済的利害とプロイセン軍国主義の落とし子であると主張したのが東ドイツ（当時）の歴史家ヴォルターであった²。併合に反対したのはインターナショナルな労働者階級だけであったという観点から、彼はアルザス・ロレーヌの併合問題は、ビスマルク伝の問題でも抽象的な文化国民理念によるものでもなく、階級闘争の視点を踏まえて、ドイツ大ブルジョワジーの問題として捉えるべきであるとし、そうした視点が欠落している以上、西ドイツの「帝国主義」的歴史学は併合のイニシアチブがビスマルクか世論のどちらかに属するかを論じようと、それはブルジョワジーの免罪議論に他ならないと断じた³。

実際、こうした経済利害を重視する見解は何もヴォルターによって画期的に提出されたわけではなく、フランスでは第1次大戦以前から根強く存在し⁴、また第1次大戦において、独仏戦争で留保されたブリエ・ロンウィー地区がはっきりと戦争目的の1つにされたことから遡及して、ドイツでも同様の見解は若干にせよ示されていた⁵。しかし1950年、アメリカの歴史家ハーツホーンが、1870/71年の独仏国境に関する綿密な研究を行い、ロレーヌの鉄鉱と併合決定の関係は薄いものであることを証明した（驚くべきことにヴォルターはこの論文を全く見落としている）⁶。また西ドイツでもヴェーラーが「経済的動機が決定的な動機を演じたという伝説はもはや滅んだ」と宣言し⁷、ガルもリプゲンス論争のなかで同じように述べている⁸。ヴォルターの論文はこうした傾向に対する東ドイツ・マルクス主義歴史学の側からの反論であり、その際確かにハーツホーンが用いていない文書館史料を用いている。それに対して1973年コルプが反論を加え⁹、さらに1984～85年におこなわれた『1870/71年戦争とその結果』と題する独仏歴史学者によるコロッキウムで、ストラスブールの歴史家ポワドヴァンがこの問題を実証的にとりあげている¹⁰。

併合決定と国境画定

併合を要求する世論が「大ブルジョワジー」のものである、という議論はひとまず置いて、8月14日の大本営御前会議での決定、そして最終的獲得地域に近い8月21日の「アルザス・ロレーヌ総督府」の成立をドイツ政府における併合要求の「決定」とみなすならば、この時期までにアルザス・ロレーヌに直接経済的利害をもつ団体・関係者からの個別的な併合要求は知り得る限りにおいて見だしえず、ロレーヌの鉄鉱をめぐる経済的利害が併合に与えた影響は、ヴェーラーやガルの言うように皆無というほかない¹¹。つまり前号の世論の問題とは異なり、戦争以前からの連続性、戦争目的として論ずることはできず、この問題はビスマルクをはじめとして決定権をもつプロイセン首脳部が、以後どのように経済的利害の影響を受け、それが国境線の修正にかかわったか、という国境画定と経済的利害の問題として検討すべきであろう。この点に第1次大戦の場合との根本的な相違がある。

ここで国境画定の段階について整理しておこう。それは以下の通り6つの段階からなっていた(図1,2を参照)。1. 8月21日の総督府統合。2. 約2カ月後のブリュッッシュ地区のアルザス総督府への移動。3. ヴェルサイユ予備条約における暫定的提案(「グリーン・ライン」)。4. 同条約でのフランス側によるベルフォール地区とメッス付近の交換提案(具体的な領域は後の交渉に委ねるものとする)。5. フランクフルト講和条約での変更(ドイツ、ティオンヴィル西方地区獲得)。6. その後のヴォージュ山脈での微調整。2, 6はここではそれほど重要ではなく、問題は1→3, 4→6の推移における経済的利害の影響力であるといえよう。

また、この国境画定において経済的利害と共に作用した利害は2つあった。まず第1に軍事的利害である。重要なのは3つの要塞(ストラスブール、メッス、ベルフォール)であり、ストラスブールはいうまでもないとして、残りの両者のうち、「メッスは12万人の兵力に相当する」というモルトケの言葉にも示されているように、軍部はメッスの方を重視しており、この点での独仏の見解の相違が4の妥協をもたらしたともいえる。またこの軍部の利害によれば、モーゼル河谷の西側の稜線は譲れず、この点で鉄鉱を求める経済的利害と重なるといえる。第2に住民の使用言語の問題である。言語的な境界線(図1, 2参照)は1869年言語統計学者ベックの調査によるものであるが¹²、それによるとメッス周辺はフランス語地域とされ、それに基づく国境は経済的・戦略的利害に基づくそれと対立するものであった。前号で述べたように言語の問題を民族的な観点ではなく、フランス人編入による統合上の弊害と、国際世論の硬化・フランスの「ルヴェンシュ」の強化を憂慮する行政・外交的な観点から理解したビスマルクと、メッスに執着したモルトケの対立はこうした見方によって理解される¹³。

併合と経済的利害

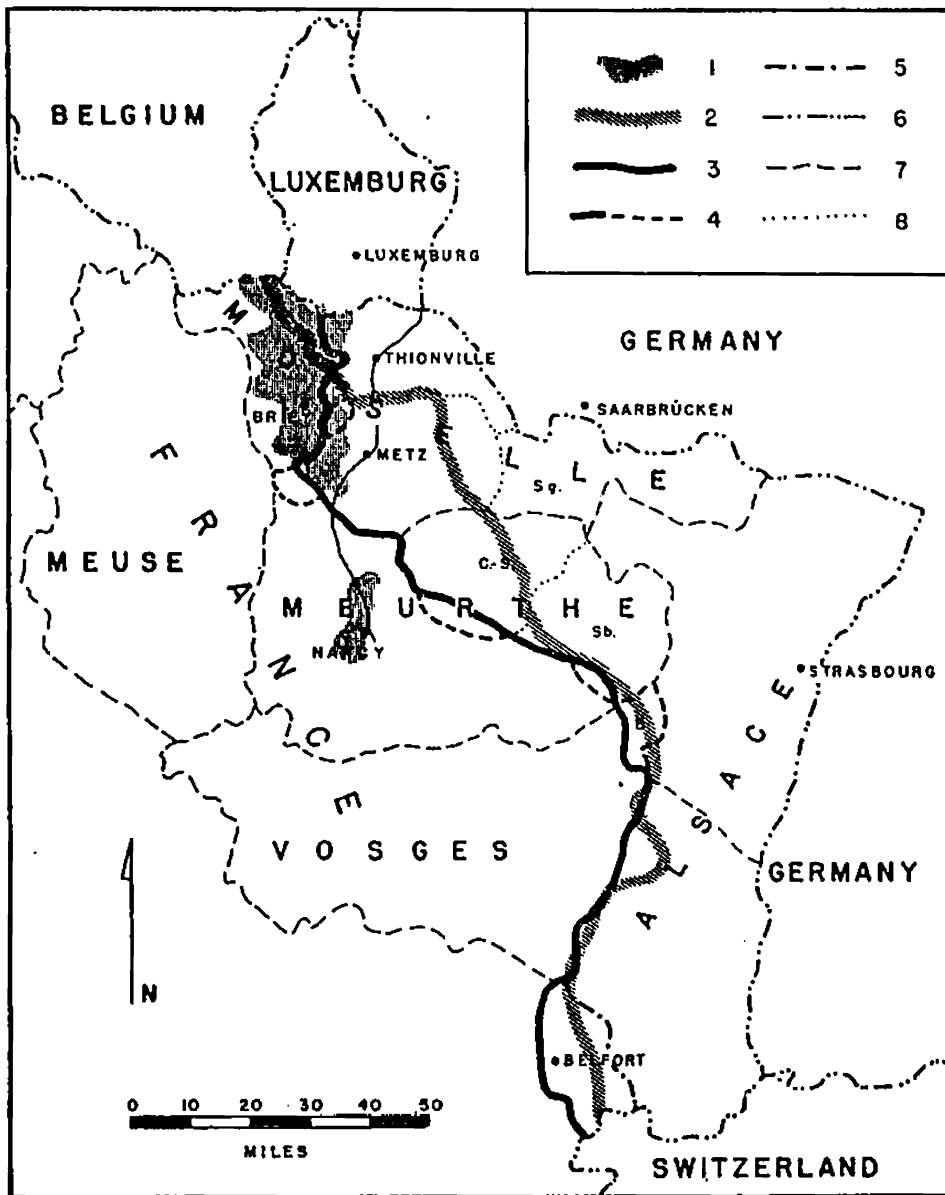
経済的利害を主眼としたアルザス・ロレーヌ併合に関する言及は、8月18日付のプロイセンの鉱山監督官オーシュコルヌによるロレーヌの鉄鉱に関する覚書(『旧ドイツ領のフ

ランス地域における、鋳業・製鉄業・製塩業の開発について』が最初であった¹⁴。そこではロレーヌの鉄鉱の分布状況が詳細に記され、またロレーヌの鉄鉱とザールの石炭・鉄鋼業の相互補完的關係が強調されていた。つまりこの覚書には併合の際には鉄鉱地帯をできるだけ獲得することが望ましい、という見解が示されたのである。それがプロイセン商務相イツェンブリッツ、北ドイツ連邦宰相府長官デルブリュックの手を経て、ビスマルクの手に届いたのは8月25日であったと考えられ、前述の通り8月21日の決定には影響を与えなかった。（この決定はフランスの行政区分に従ったものであり、鉄鉱の分布とは全く関係ない。図2参照）。そしてこの覚書は大本營では精読されなかったと推定される。例えばアベケンがそれまでに送られてきた書類をアルザスの総督府に転送した際、総督に対しオーシュコルヌに意見を聞く価値が「ありそうだ」と述べ、むしろその精読を依頼している。

以上のように、経済的利害、それもロレーヌの鉄鉱は8月の併合「決定」に影響力を与えてはいなかったのであるが、その一方でオーシュコルヌは鉄鉱問題の専門家として関係者の注目を集めることになった。9月17日、行政委員キュールヴェッターはオーシュコルヌを技師長に任じ、これによって彼はロレーヌ鉄鉱地帯をさらに詳しく検分し、自らの見解を政府首脳部に伝える立場を得たといえよう。実際、キュールヴェッターは彼を支持し、10月10日のビスマルクへの報告の中で、ロレーヌ鉄鉱の重要性を強調し、できるだけ多くの鉄鉱地帯、すなわち西端のブリエ地区まで獲得すべきである、と進言している¹⁵。この報告がヴェルサイユのビスマルクのもとに届くのが10月18日であり、これ以降ビスマルクはブリエ地区をはじめとしてロレーヌの鉄鉱地帯についての細かな知識を得た、と考えられる。さらに年末にはザール最大の製鉄業者シュトゥムもビスマルクに会い、自身の利害をビスマルクに訴えている。しかしビスマルクがすぐこの報告や会談の影響を受け、鉄鉱の視点から併合問題に言及したり、総督府の管轄地域の変更を企てたふしはない。

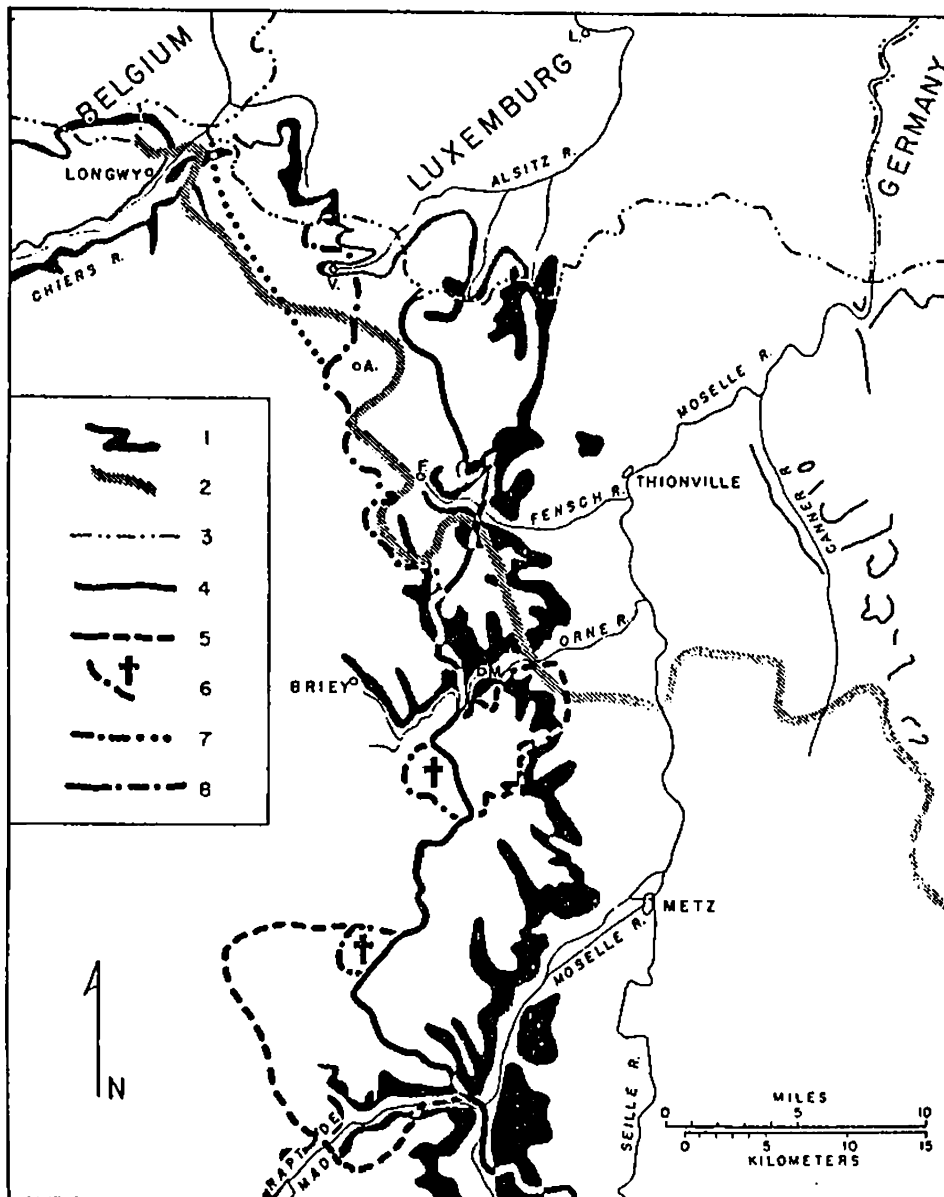
さて、ここで問題になるのはオーシュコルヌがどのような立場を代表していたか、という問題である。この点についてヴォルターは、オーシュコルヌがかつてザールブリュッケンで鋳山関係の官職についていたことから推測して、彼をザール工業界ときわめて懇ろな人物であるとみなし、8月18日の覚書をはじめとするロレーヌの鉄鉱をめぐる一連の活動はザール工業界の利害を代弁したものであると考えた¹⁶。それに対してコルプは、ヴォルターはオーシュコルヌとザール工業界の思惑の違いについて見過ごしている、と反論する¹⁷。オーシュコルヌは一貫してとにかく鉄鉱地帯はすべて併合すべし、という考えであったのに対し、ザール工業界は、ル・クルーゾのシュネーデル家に匹敵するといわれるウェンデル家の製鉄所のあるモアイユブルとエヤンジュは、国内市場の強力な競争相手となるので併合しないほしい、とビスマルクに要請していたのである¹⁸。つまり、オーシュコルヌの見解はザール工業界の利害とかなり重なり合っていたものの、完全に一致していたわけではなく、国家官僚として、使い古された言葉でいえば「富国強兵」、「殖産興業

図1. 併合に関するドイツ側の要求



備考: 1. 鉄鉱地区(現在知られている)/2. 独仏言語境界(当:ハックとキーペルの調査による)/3. 「グリーンライン」(予備条約で提示された。ベルフォールとロレーヌ以外は変更なし)/4. 8月21日の総督府統合による変更(行政区にとづく)/5. 最終講和でのベルフォール地区国境/6. 開戦以前の国境/7. フランスの県境/8. フランスの郡境/郡庁所在地(略記): C-S. シャトー・サラン/Sb. ザールプール/Sg. ザールグミーヌ/B. ブリュッシュ谷

図2. ロレーヌ西部国境における変遷



備考：1. 鉄鉱床が露出しているモーゼル河谷北東向の絶壁(ラフ・ド・マッドを補記する)/2. 言語境界/3. 開戦以前の国境/4. 「グリーン・ライン」/5. 8月21日の総督府統合ライン/6. 予備条約でドイツに割譲された、戦場となった村/7. 最終講和でのビスマルクの最初の提案/8. 最終国境地名(略記): A. オーメッサ/F. フォントワ/L. ルクセンブルク/M. モアイユブル・ル・グラン/V. ヴィルルユブ

(図1, 2共、出典: R. Hartshorne, The Franco-German Boundary, S. 212, 218)

」の観点に立ったものであり、ザールという特定の地域、特定の産業の利害とは異なっていたといえよう。例えば同じ製鉄業界にしても、ルールの場合は、リン分を含むロレーヌの鉄鉱と自分たちのそれとは競合関係にはならないであろうから、併合しても「かまわない」というものであった。

さらに一般的経済的利害の併合に対する態度は、政治的な議論とは異なり、ネガティブな視点のほうが強かった。12月5日マンハイムで開かれた併合をめぐる各種工業の代表者の会合において、最も併合に対して不安を表明していたのは繊維工業、特に綿工業であった¹⁹。なぜならミュールーズを中心とする南アルザスの綿工業は、ドイツ関税同盟全体に匹敵するほど発展しており、その関税同盟への編入は、ドイツ綿工業に致命的影響をもたらすものと認識されたからである²⁰。彼らはすでに8月末から併合問題に言及している。しかし特徴的なのは、そのほとんどが併合反対を口にできない、ということであり（コルプによれば、数多い陳情書や論評の中で示唆的に併合放棄を訴えているのは、わずか6個にすぎないという）²¹、そこに逆に世論における併合要求の強さ・圧力といったものを垣間見ることができよう。その少ない併合放棄を唱えたのは南ドイツの綿業者であり、例えばバーデン南部のレルラハのバウムガルトナー社はアルザスやスイスの資本が入っており、ミュールーズの同業者と共同歩調をとって併合に反対していたと推測できる。

しかし世論における併合要求の波の中で、多くの綿業者は併合を既定のものとして受け入れざるを得なくなり、問題はその上でいかに自分たちの利益を守るかに絞られていった。その中心となったのが、1870年6月に設立されたばかりの南ドイツ綿業協会であり、その指導者シュタウプやハスラーであった。彼らの主眼はアルザスの綿業者たちをいかにフランス市場に結び付けておくか、ということであった。そのために彼らが提示した案は次の3点に要約できる。1. フランスの関税率の引き下げ。2. アルザスの綿製品にかけられるフランスの関税はまえて政府が負担し、それはフランスからの賠償金から捻出する。3. 併合地域を当分の間ドイツ関税同盟とは独立した別個の関税圏とする²²。この併合による経済的影響の問題は、経済界における保護貿易と自由貿易の問題とも相俟って、論議をひきおこした。

政府の側からも、下のレベル（アルザス総督府・プロイセン、各邦内閣・北ドイツ連邦宰相府）で併合の経済的問題に対する検討は始まっていた。9月12日、キュールヴェッターの部下で経済・関税問題担当のジーベル（歴史家の弟）はアウクスブルク、ルクセンブルクなど7つの関税同盟内の商業会議所に、併合の経済的影響について諮問した²³。また繊維工業の発展したザクセンやバーデンの政府も同ようなことをおこなった。これに対する回答、そしてそれ以外の商業会議所からの請願書などを包括すると、経済界はいずれの産業部門が損害をうけても併合は肯定されるものとし、その犠牲も独仏間の関税協定の変更によって解決できるものと考えていた、といえよう。この結果を踏まえ、ジーベルは9月26日の連邦宰相府への報告で、綿業者と同様の見解を示した。アルザス・ロレーヌとドイ

ツの工業が対立しないように、フランスの関税率の引き下げによってアルザス・ロレーヌの製品に対するフランス市場の開放を維持するということは、1870年秋以降、総督府・プロイセン内閣・連邦宰相府のコンセンサスであり、それはまた経済界も共有している。そしてプロイセン内閣はこのことを予備条約前、ドイツ側の和平交渉案の中に付け加えている。しかしこの利害を交渉においてどのように貫徹させるか、ということについてはまだ見通しはなく、実際フランスは関税の引き下げにはなかなか応じず、問題の解決は併合後のことであった²⁴。

経済的利害と国境画定

以上のように、確かに併合問題に関する複数の経済的利害からの意見表明や働きかけがあったことは事実であるが、問題は前述の通り、これが2月の予備条約、5月の講和条約でどのように反映されたのか、ということである。予備条約まで、そしてそれから講和条約までの2段階に区切って考えてみよう。

アルザス総督府において併合の経済的影響が詳細に検討され、キュールヴェッターがビスマルクに鉄鉱の豊富なブリエ地区の併合を勧めていたにもかかわらず、ビスマルクは何ら積極的な措置を行わなかったのはすでに述べた通りである。また繊維工業の盛んなブリュッシュ地区がアルザス総督府に編入されたことを考えると、経済的利害は軍事的利害に比べ、予備交渉までほとんど影響を及ぼしていない、というハーツホーン、そしてコルプの指摘は当を得ている²⁵。

1月に入り、ビスマルクは国境問題のイニシアチブを握り、自らのプランを陸相ローンに提示し、意見を求めた。この案の基本線はあくまでドイツ語使用地域、すなわち政治的考慮であり、軍事的利害にかかわる場合のみ、そこからの逸脱が部分的に許されていた。これに対しローンはモルトケの同意をうけ、軍事的観点のみから、ビスマルクよりずっと西方のベルギーと接触する国境線を引くことを提案した。これは副次的にロレーヌ鉄鉱床を全面的に包含するものであった。ビスマルクは1月28日の休戦条約以前における国境画定の試案作成の時期において、同じことをベルリンの宰相府長官や商務相に諮問しておらず、コルプはこの点にも軍事的利害の優位を主張する²⁶。

休戦条約を経た2月6日、ビスマルクは自身とローンの両案を併記して、プロイセン内閣に突っ込んだ審議を行うように命じた。これをうけて2月15日、閣議がおこなわれた。そのさい、ローンの案に賛成したのは陸軍省次官（ローンの代理として出席）だけであり、他の全ての官僚はビスマルクの案に賛成し、鉄鉱獲得を理由としてローンの案に賛成するものはいなかった。2月18日、プロイセン内閣はビスマルクに彼の案を支持する旨を打電した。結局2月21日のティエール、ファーブルとの交渉において、ドイツ側の案としてビスマルクのそれが提示されたのであった²⁷。

前に触れたように、メッスの獲得をめぐることは政府首脳部、簡単にいえばビスマルク

とモルトケの間に激しい対立があり、ビスマルクの見解は激しい動揺を示していた²⁸。しかし交渉の場でフランス側はベルフォールにこだわり、メッスに関しては譲歩の余地を示した。2月26日の予備条約でフランスはベルフォールとその周辺領域を留保され、ドイツはその代償としてメッスの西方2ヶ村を得た。ハーツホーン、コルプによればこれらの村は図2からわかる通り、メッス攻囲戦の死者の墓地があるため、というシンボリックな意味をもつものであり、鉄とは関係ないとしている²⁹。ヴォルターはこの時期すでに経済利害が反映していたと主張しているが、予備条約における要塞都市メッスと周囲2ヶ村の獲得は軍事的利害の圧力と位置付けられても、そこに具体的経済的利害の反映を見ることはできない(一定程度の鉱床が副次的にもたらされるとしても)³⁰。

しかし予備条約によって国境が最終的に決定したわけではなかった。つまりベルフォール「周辺地域」とそれに対するロレーヌ「代償地域」の具体的な確定は以後の交渉に委ねられることになったのである。そのため独仏国境調整委員会の活動が3月末からブリュッセルで始まった。この委員にかのオーシュコルヌが選ばれたことは、確かにここに至って経済的利害が本格的に考慮されるようになったことを示している。フランス側もロレーヌの鉄鉱のことを見落としていなかったことは、フランス側の委員に陸軍大佐で鉱山関係の専門家ロセッダが任じられ、オーシュコルヌと対立しているところにも窺える³¹。そうした対立もあって、この委員会は具体的成果をもたらさないまま、最終的決着はフランクフルトでのビスマルクとファーブルのトップ交渉によってつけられることとなった。

一方この時期にも経済界からの働きかけがあり、ロレーヌの鉄鉱地域を併合し、製鉄所地区は留保することを求める請願書が、ザールブリュッケンの製鉄業界などから提出されている。特にザールブリュッケンのそれは、以前より鉄鉱の確保に苦慮していることもあって、併合地区の鉄鉱採掘権をザールの製鉄業者に付与することを求める露骨なものであった³²。また言語学の立場からも前述のベックやキーペルトが、ティオンヴィル西方の約10ヶ村がドイツ語使用村、またはかつて使用していた村であり、それをベルフォールの代償として獲得することは可能かつ必要なことである、との見解を示している³³。これは政治的配慮においても併合を正当化するものであった。また逆にフランス側からは、ウェンデル家がモアイユープルやエヤンジュの製鉄所留保のために、一方でファーブル、他方でビスマルクやデルブリュック、モルトケなどに請願し、逆にフランス北東部の製鉄業者たちは、ヴェンデル家の製鉄所は譲歩しても鉱床地域は絶対に留保すべきである、との意見をフランス政府に提出している³⁴。

ビスマルクはドイツ語圏でも鉄鉱採掘地区でもない、製鉄所所在地であるモアイユープルが軍事的にみてフランスに留保し得るものであるかモルトケに諮っており、モルトケは留保してもよい、と回答している。しかし結果としてモアイユープルは併合された。フランス側の意図も軽視することはできないが、ここにようやくオーシュコルヌの努力が形となったことが認められ、皮肉なことにその成果はザール工業界にとっては忌避すべきこ

とであった。ヴォルターが彼をザール工業界のスポークスマンとするのは明らかに誤りであろう³⁵。

フランクフルトでのファーブルとの交渉において、ビスマルクはまずドイツ側として最大の要求、フランスとルクセンブルクを遮断する線を提示した（図2線7）。交渉の結果それよりも東側のラインに落ち着いた。オーシュコルヌの成果として、さらにオーメッスという鉄鉱地区の獲得を加えることができる。

ここで強調しておかなければならないことは、留保・補償のイニシアチブがフランス側にあったということ、つまりフランスがベルフォールを軍事的拠点、さらに政治的シンボルとして（この後「ベルフォールのライオン」として、ダンフェール・ロシュロー大佐率いるフランス軍の籠城戦は伝説化されていく）留保を強く要求したことが、こうしたロレーヌでの代償を可能にした、ということである。逆にいえば、フランスがベルフォールにこだわらず、むしろロレーヌの資源・工業の方を重視していたら、鉄鉱地区の獲得は大きな困難に直面したであろうことは想像に難くない。実際、フランス国民会議ではベルフォールのためにロレーヌの鉄鉱を失うことに対する反対も皆無であったわけではなく、ティエールのベルフォール重視の強固な意志と、パリ・コミューンのためのフランス側の一定の譲歩が、ロレーヌでの代償とフランクフルト講和条約でのその若干の加増を許したのである³⁶。

小括

ヴォルターは結論において、「西ドイツの帝国主義的歴史家たちが、ロレーヌの鉄鉱が併合決定と国境画定に際して何ら役割を演じていなかったとするのは、史料的にみて明らかに誤りである」と主張し、独仏戦争と第1次大戦の連続性を想定している³⁷。1870年8月の併合決定については無論のこと、コルプの批判をもとに以上のようにみていくと、経済的利害、つまりヴォルターのいうところの「ドイツ大ブルジョワジー」の利害が、1870年秋から1871年5月のフランクフルト講和条約まできわめてアクティブに貫徹している、というのはあまりに説得力に乏しい。ヴォルターは確かに、以前の研究よりも経済界が併合要求にかかわっていたことを示した。だが彼の史料操作、すなわち請願書が出されたり、会談がもたれたりすれば直ちに影響力をもった、とするのは短絡的であるといわざるを得ない。またヴォルターはビスマルクからオーシュコルヌまでプロイセン政府内部での一体性、鉄鉱への同程度の関心を想定しているようだが、コルプによれば立場によるかなりの相違が見いだされる。政策決定という観点からみるなら、経済的利害が影響力をもったのは予備条約以降であり、それも軍事的利害、政治的（言語的）利害と鼎立してのものであった。シュトゥルマーのように、併合に対する経済的利害の影響力を一切認めないのは行き過ぎであるにしても、それは副次的であり、鉄鉱地区は同時に軍事的にも重要であったという「偶然」によるところが大きく、とても併合を経済的利害に一元化し、究極的には

仏戦争を帝国主義戦争であった、と位置付けることはできない。そして繊維工業を含めより広い視点に立てば、経済的利害は併合問題をむしろネガティブに捉えていたといえ、一方で鉄鉱地域の併合を要求した製鉄業界も、ロレーヌのウェンデル家の製鉄所はフランスに留保してほしい、と要請した。併合地区の強力なライバル産業のドイツ市場参入による競争激化を恐れたのである。

しかしポアドヴァンも指摘しているように、そのネガティブな意味での経済的利害もまた国境画定とは別の次元で、併合に一定の影響力を及ぼしていることは否定できない。すなわち併合地域の関税圏をめぐる問題である。この点についてはここでは詳しく立ち入ることはできず、ポアドヴァンの論文（註24を見よ）を参照していただく以外にないが、それが一定期間アルザス・ロレーヌの産業をフランス市場に向かわせておくための「移行体制」を設定することに成功したことは事実である³⁸。

おわりに

以上アルザス・ロレーヌ併合に関して今まで論争されてきた2つの問題について、2号にわたって、主にその両方に関与し、総括したコルプの議論によりながら述べてきた。この2つの問題は共に独仏戦争という事件におけるアルザス・ロレーヌ併合という政策決定をめぐるものであったが、しかし論争の結果、そこから前後の時代に2つの射程が示されたと考えられる。まず第1に、リプゲンス論争により、世論において併合要求というアグレッシブなドイツ・ナショナリズムは、決して上からのマニピュレーションによってではなく、それ自身の中から生じたものであり、いずれにしても広範な階層を動員し、併合反対を表明することは高いコストを伴うものであったことが示された³⁹。つまりここではもはやドイツ国民国家をめぐる思想史ではなく、社会史が問題となるのである。アメリカのドイツ史家シーアンが、「ドイツ史研究にユージン・ウェーバーの『フランス人となる農民』Peasants into Frenchmen にあたるものが必要である」、と喝破してから10年あまりたつが、それはいまだ我々に残された課題であるというべきであろう⁴⁰。

第2に、独仏戦争においてドイツ側は、ドイツ統一という「民族」の自決権をその正当性の根拠としてあげる一方、アルザス・ロレーヌ併合に際してその自決権は「一地域」のものにすぎないとして自決権の等級化を行ない、また「民族的同質性」を盾にとって、「フランスのニス」はすぐにはげ落ちるであろう、として楽観視していた⁴¹。しかし実際「ニス」にすぎなかったのか？。またかりにアルザス・ロレーヌの住民の「フランスのニス」をはぎとることが可能であったとしても、それがそのまま「（近代国民国家としての）ドイツ化」することと同義であったのだろうか？。さらにドイツ世論での民族性議論による親近性・同質性強調の一方で、ドイツ経済界の態度、政府の経済政策は、図らずも経済的利害・意識においてドイツ、アルザス・ロレーヌの産業がすでにそれぞれの国民経済（関税同盟、フランス）に統合されていたことを示した。講和条約後の交渉でのフランス側の

攻勢により、「移行期間」はドイツ側の要求よりもずっと短い期間（～1872年12月31日）とされたわけだが、このことは特にミュールーズの綿工業に打撃を与えるものであった¹²。この点において、ミュールーズの工業家がドイツ時代を通じて反独親仏感情の主要な担い手であったことは示唆的である（うがった見方をすれば、フランスはまさにこの「移行期間」の短縮によって、統合に対する大きな楔を打ち込んだともいえる）。つまり、併合はその後のドイツのアルザス・ロレーヌ統治の実際との関連においても考察・検証されなければならない。これは現在の私の課題でもある。

註

1. (1) 本誌6号(1991/92) 40~55頁。
2. H. Wolter, "Das lothringische Erzgebiet als Kriegsziel der deutschen Großbourgeoisie im deutsch-französischen Krieg 1870/71. Materialien über die sozio-ökonomischen Hintergründe der Annexion Elsaß-Lothringen", in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft (ZfG) 19(1971), S. 34-64.
3. Ebenda S. 37f.
4. G. Delahache, Alsace-Lorraine. La carte au liséré vert, Paris 1910 など。
5. 第1次大戦でのフランス領ロレーヌの鉄鉱地区の戦争目的化については、F. フィッシャー『世界強国への道 - ドイツの挑戦, 1914-1918年 -』（村瀬興雄監訳 岩波書店）
I. (1972年) 127, 200, 212, 282, 312-316頁, II (1983年) 38頁。1870/71年の併合に際して経済的利害について言及しているものとしては、例として以下の文献が挙げられる。
G. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914, München 1963², Bd. I, S. 157f. ; H. Böhme, Deutschlands Weg zur Großmacht, Köln/Berlin 1966, S. 301f. ; E. Engelberg, Deutschland 1871-1897, Berlin(Ost) 1965, S. 9.
6. R. Hartshorne, "The Franco-German Boundary of 1871", in: World Politics (WP) 2, (1949/50), S. 209-250.
7. H-U. Wehler, "Das 'Reichsland' Elsaß-Lothringen 1870-1879", in: H. Böhme(hrsg.), Probleme der Reichsgründungszeit 1849-1879, 1968, S. 446f.
8. L. Gall, "Zur Frage der Annexion von Elsaß und Lothringen 1870", Historische Zeitschrift (HZ) 206(1968), S. 268-326. hier S. 295 Anm. 78. ガルをはじめリプゲンス論争の参加者たちははロレーヌの鉄鉱が重要性をもつのは1878年のトマス製鋼法以降であるとしている。またシュトゥルマーも経済的利害の影響を一切否定している。
M. Stürmer, Die Reichsgründung, München(dtv) 1986², S. 78.
9. E. Kolb, "Ökonomische Interessen und politischer Entscheidungsprozeß. Zur

- Aktivität deutscher Wirtschaftskreise und zur Rolle wirtschaftlicher Erwägungen in der Frage von Annexion und Grenzziehung 1870/71", in: Vierteljahresschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte (VSWG) 60(1973), S. 343-385.
10. R. Poidevin, "Les industriels allemands devant l'annexion de l'Alsace-Lorraine" in: La Guerre de 1870/71 et ses conséquences. Colloque historique franco-allemand publié par P. Levillain et R. Riemenschneider, Bonn 1990, S. 355-365.
 11. 前号45頁での『ベルリン金融新聞』の記事にヴォルターは併合要求における経済界の先導性をみているが、これ以外セダンの勝利まで併合要求をおこなった経済界の新聞は、警見のかぎりあげられていないし、ヴォルター自身によって補足されてもいない。
Wolter, ZfG19, S. 40f.
 12. R. Boeckh, Der deutschen Volkszahl und Sprachgebiet in den europäischen Staaten, Berlin 1869. ハーツホーンは、2世紀に及ぶフランス統治の間の若干の地域での使用言語の変更に関するドイツ言語学者の規定の問題性について指摘している。
Hartshorne, WP2, S. 216. またこの書はリプゲンス論争でも、リプゲンスとガルの間で解釈が異なっていた。Gall, HZ206, S. 269f. Anm. 10.
 13. メッスをめぐる対立については以下を参照。G. Ritter, Staatskunst und Kriegshandwerk, Bd. I München/Wien 1954, S. 322ff. (彼は国境画定におけるビスマルクの「寛大さ」を強調している。)
 14. Hartshorne, WP2, S. 223f.
 15. キュールヴェッターは11~12月にもビスマルクへの私信の中でブリエ地区の併合を訴えている。Kolb, VSWG60, S. 370.
 16. Wolter, ZfG19, S. 35.
 17. Kolb, VSWG60, S. 350ff.
 18. Ebenda, S. 383ff.
 19. Poidevin, "Les industriels allemands", S. 356.
 20. 統計によれば、南アルザスが関税同盟に入ることによって、紡錘数56%, 織機88%, 捺染機100%が増加するという。Kolb, VSWG60, S. 356.
 21. Ebenda. そのわずかな反対要求のなかでは、折衷案(むしろ自己の利害の直接的表明?)として、南アルザスのフランス残留、あるいはスイスへの譲渡が提起されていた。前号55頁註64でも触れたように、後者についてはビスマルクの方でも検討されていたが、それと繊維業界の関連の有無についてはコルプもヴォルターも触れていない。
 22. シュタウプの具体的な提案については、Ebenda S. 361. Anm. 56.; Poidevin, "Les industriels allemands", S. 359f. u. Anm. 26.
 23. F. Igersheim, "L'occupation. Le commissariat civil", in: F. L'huillier(éd.), L'Alsace 1870/1871, Paris/Strasbourg, S. 249-367. hier S. 286.
 24. この点については以下を参照。R. Poidevin, "Aspects économiques des négociations franco-allemandes (juin-octobre 1871)", in: Revue d'histoire moderne et contem-

poraine 19(1972), S. 219-234.

25. Hartshorne, WP2, S. 221.; Kolb, VSWG60, S. 374.

26. Kolb, VSWG60, S. 371.

27. このビスマルク案では、メッサとブリエ郡に属する若干の地区がドイツ領となっていたが、コルブはこの地区がアルザス総督府にV字に突き刺さっているためである、としている。 Kolb, VSWG60, S. 371f.

28. W. Lipgens, "Bismarck, die öffentliche Meinung und die Annexion von Elsaß und Lothringen 1870", in: HZ199(1964), S. 31-112, hier S. 88ff.

29. 註25と同様。

30. Wolter, ZfG19, S. 54.

31. この対立はロセツダ自身の著書に記されている。 A. Laussédats, La délimitation de la frontière franco-allemande, Paris 1901

32. 註18と同様。; Kolb, VSWG60, S. 376.

33. Ebenda, S. 375f.

34. Poidevin, "Les industriels allemands", 363f.

35. Wolter, ZfG19, S. 44.

36. Ebenda, S. 58.; François Roth, La Lorraine annexée. Étude sur la Présidence de Lorraine dans l'Empire allemand (1870-1918), Nancy 1976, S. 39.; E. Kolb, "Der Pariser Commune-Aufstand und die Beendigung des deutsch-französischen Krieges, in: HZ215(1972), S. 265-298.

ちなみに、併合地区と残留地区の割合についての経済的評価についてはハーツホーンとヴォルターの間では見解が異なる。当然ながら前者は残留地区を重視し、後者は併合地区を重視している。これは解釈の問題であり、判断の材料をもたないのでここではその差異を指摘するにとどめる。(ただし、約半世紀後の第1次大戦時におけるドイツ側の見解によると、ロンウィー・ブリエ地区だけでその鉄鉱埋蔵量はドイツ全体のそれを凌駕していたという。フィッシャー『世界強国への道』 I, 313-314頁。) Hartshorne, WP2, S. 245f.; Wolter, ZfG19, S. 60.

37. Wolter, ZfG19, S. 61ff.

38. Poidevin, "Les industriels allemands", 364f. さらにコロッキウムでの質疑応答における、ジャン・クロード・アランに対する彼の応答(S. 576f.)も参照。

39. ブラウンシュヴァイクの社会民主労働党の中央委員会メンバーの逮捕、護送中の罵声や、ヨーハン・ヤコービのプロイセン邦議会落選などが、その好例であろう。

前号のリプゲンス論争の小括(50頁)において指摘した通り、併合「実現」をめぐる世論の従属性(「非対等的共闘関係」、「上からの革命」)や、併合に対して無関心で、流れに従っただけの人間の存在を看過してはならないが、ここではむしろ「従った」という事実の方に着目したい。(もちろん、この動員・コストをもって(小ドイツ国家の)「国民統合」の証左とするつもりは毛頭ない。コッカも指摘するとおり、それは出発点にたっていたにすぎ

す、以降に残された大きな課題であったといえよう。J. Kocka, "Probleme der politischen Integration der Deutschen 1867 bis 1945", in: O. Büsch/J. J. Sheehan, Die Rolle der Nation in der Deutschen Geschichte und Gegenwart, Berlin 1985, S. 118-136. 前号註68も参照。

40. J. J. Sheehan, "What is German History? Reflection on the role of the 'Nation' in German History and Historiography", in: Journal of Modern History 53(1981), S. 1-23. hier S. 17.

もちろん、このシーアンの提言によって刺激されたともいえる(もちろん、それだけではないが)、80年代以降のドイツ・ナショナリズム研究の「社会史化」を無視するわけではないが、しかしウェーバー的な視野・スケールにおける、農民・民衆における「ドイツ国民意識」の根付きについては、瞥見の限り見当たらない。集権国家と連邦国家という体制の相違が斟酌されるべきではあるが(Vgl. D. Langewiesche, "Reich, Nation und Staat in der jüngeren deutschen Geschichte", HZ254(1992), S. 341-381, bes. 347ff.)、それ以上に両国歴史学の手法の相違が大きいといえる。

80年代の「社会史的」ナショナリズム研究については、上記のシーアン、コッカと共に、以下の論文も示唆的である。H. Mommsen, "Nation und Nationalismus in sozialgeschichtlicher Perspektive", in: W. Schieder/V. Sellin(hrsg.), Sozialgeschichte in Deutschland. Bd. I. Handlungsräume des Menschen in der Geschichte, Göttingen 1986, S. 162-185.

41. アルザス・ロレーヌ人の自決権が否定される一方で、彼らにはフランス国籍選択権が与えられた。当時の国際関係のなかでのこの国籍選択権の位置付けについては、以下を参照。A. Wahl, L'option et l'émigration des alsaciens-lorrains (1871-1872), Paris 1974, S. 25ff.; A. コバン『民族国家と自決権』(柴田卓弘訳 早大出版部 1976年)
42. Vgl. M. Hau, L'industrialisation de l'Alsace (1803-1939), Strasbourg 1986, S. 235ff. フランス側の短縮への圧力は、フランス繊維業界の一方の雄ノルマンディーの意向を受けた蔵相プイエ・ケルティエによるものであった。またアメリカの研究者シルバーマンは、こうしたドイツ国内における経済上の競争関係による非統合的経済政策が1914年まで貫徹したと主張している。D. P. Silverman, Reluctant Union. Alsace-Lorraine and Imperial Germany 1871-1918, Pennsylv. U. P./London 1972, Chapter 9: "Political Economy in the Reichsland", S. 165-189.

(にしやま あきよし・東京大学大学院・ドイツ近現代史)